



7請願

受理番号	第 2 号
受理年月日	令和 7 年 4 月 24 日

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

紹介議員

小川 文子 

令和7年4月24日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

請願者 住所 020-0015 盛岡市本町通 2-1-36

浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂喜

電話・FAX 019(601)2224



「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

【請願事項】

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

【請願理由】

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

静岡県清水市（当時）でおきた一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が2024年9月26日、事件発生から58年、再審裁判でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから43年以上の歳月を要しました。また、10月23日、福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、果たして救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件でも、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察が提出した証拠によって、確定死刑判決の決め手とされた3つの証拠が捜査機関によって捏造されていたことが明らかになり、再審開始につながりました。

また、やっと再審改正決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって数年から数十年という時間を要し、救済は遅れています。袴田事件では2013年3月の再審開始決定に対する検察の不服申し立てにより、再審開始が確定するまでに10年もかかっています。

検察は、やり直しの裁判において有罪を立証することもできます。現に、袴田事件において検察は、再審公判で有罪主張を行い、十分な審理の上で静岡地裁は袴田さんに再審無罪判決を言い渡し、それが確定しました。

以上の理由により、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

静岡県清水市（当時）でおきた一家４人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（８８歳）が２０２４年９月２６日、事件発生から５８年、再審裁判でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから４３年以上の歳月を要しました。また、１０月２３日、福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（５９歳）の再審開始が決まりました。事件発生から３８年、再審請求を始めてから２０年かかりました。

このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、果たして救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件でも、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第２次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察が提出した証拠によって、確定死刑判決の決め手とされた３つの証拠が捜査機関によって捏造されていたことが明らかになり、再審開始につながりました。

また、やっと再審改正決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって数年から数十年という時間を要し、救済は遅れています。袴田事件では２０１３年３月の再審開始決定に対する検察の不服申し立てにより、再審開始が確定するまでに１０年もかかっています。

検察は、やり直しの裁判において有罪を立証することもできます。現に、袴田事件において検察は、再審公判で有罪主張を行い、十分な審理の上で静岡地裁は袴田さんに再審無罪判決を言い渡し、それが確定しました。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。



7請願

受理番号	第 3 号
受理年月日	令和 7 年 5 月 26 日

令和 7 年 5 月 26 日

矢巾町議会 議長 様

紹介議員 ササキ マサヒロ



請願者住所 矢巾町大字広宮沢第 1 地割 2 番地 1211

請 願 者 ふるさと矢巾を愛する住民の会 田村倫子



消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

【請願の趣旨】

本請願は、暮らしの安定と経済の発展、並びに国の財政を健全に保つことを目的として、消費税の段階的撤廃と法人税の見直しによる税制再構築を求める意見書を政府に提出することを矢巾町議会において決議いただくよう請願するものです。

【請願の理由】

1. 消費税は低所得の人ほど負担が重い

消費税は、所得にかかわらず一律に課税される間接税であり、所得の低い層ほど負担が重くなる逆進的性格を持っています。

生活必需品を含めた広範な支出に課税されるため、特に高齢者・子育て世代・単身世帯など、可処分所得の大半を消費に充てざるを得ない世帯にとっては実質的な生活課税として機能し、地域経済を疲弊させています。

2. インボイス制度の影響

2023 年から導入されたインボイス制度は、中小企業や農業・個人商店などの事務負担が大きくなっています。

特に矢巾町のように多様な自営業・地場産業によって支えられている地域社会では、インボイス制度が経済活動の抑制要因となり、経済の健全な循環を妨げています。

3. 消費税は景気に合わせた調整ができない

消費税は、税収が景気にあまり左右されずに安定的であるとされてきましたが、それは裏を返せば、景気が悪くなくても変わらずにかかるため、人々の生活をさらに苦しくし、景気回復の妨げになります。つまり、柔軟性がなく、経済の動きに合っていない制度です。

4. 法人税の経済的役割と再分配機能

一方で、法人税は企業利益に応じて課されるので、企業が儲ければ税収も増えます。さらに、企業は法人税を軽減するために、設備投資・賃金引き上げを行い、経済全体にプラスの効果をもたらします。

5. 持続的発展のために新しい税制への見直しが必要

消費税を段階的に撤廃することで、個人消費が増加し、地域経済も元気になります。

また、大企業の内部留保が過去最高水準にある今、法人税率の適切な引き上げは、公平で安定した財源を確保できます。

6. 地方自治体としての責任

矢巾町においても、消費税の重税感とインボイス制度への不安を感じている人が多くいます。こうした声に応え、議会が行動することは、町として大切な責任です。

上記の理由から、本町議会には、町民の声を代表し、消費税の見直しや法人税の強化などを国に対して求める意見書を出していただきたいと願っています。

【請願事項】

本町議会において、以下の内容を盛り込んだ意見書を政府に提出されるよう請願いたします。

意見書案（骨子）：「消費税の段階的撤廃と法人税率見直しに関する意見書」

1. 消費税は、逆進的性格を持ち、地域住民の生活を圧迫しており、これを段階的に撤廃すべきである。
2. 代替財源として、大企業の内部留保に着目した法人税率の引き上げを行い、税の公平性と弾力性を確保すべきである。
3. インボイス制度の中止または抜本的見直しを求める。特に中小零細事業者に過重な事務負担を課し、地方経済の多様性を損なう現状は早急に是正されるべきである。
4. 国は、消費税依存から脱却し、実体経済と連動しながら成長と再分配を両立する税体系への転換を行うべきである。
5. 上記趣旨を踏まえ、国に対し必要な税制改正を早急に講じるよう強く要望する。

消費税の段階的撤廃と法人税率見直しに関する意見書(案)

現在、日本の税制においては消費税が大きな割合を占めておりますが、消費税はその性質上、所得の少ない者ほど負担感が重くなる逆進的な税であり、地域住民の生活や中小事業者の経営を圧迫しています。さらに、2023 年より導入されたインボイス制度は、特に地方の零細事業者や農業従事者、個人商店等に対して大きな事務的負担を強いており、地域経済に深刻な影響を与えております。

一方で、法人税は企業の利益に応じて課される税であり、企業活動が活発化すれば自然と税収が増える仕組みとなっております。現在、大企業の内部留保は過去最高水準に達しており、法人税の見直しによって持続可能で公平な税制を構築することは十分に可能であります。

地域の暮らしと経済を守るためにも、消費税への過度な依存を改め、経済の実態に即した税制へと抜本的に見直すことが求められています。

よって、矢巾町議会は、国に対し、下記の事項について早急に対応を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 消費税は、逆進性が高く地域住民の生活を圧迫しているため、これを段階的に撤廃すること。
2. 代替財源として、大企業の内部留保に着目した法人税率の引き上げを行い、税の公平性と弾力性を確保すること。
3. インボイス制度の中止または抜本的な見直しを行うこと。特に中小・零細事業者には過重な事務負担を課している現状を早急に是正すること。
4. 消費税への依存から脱却し、実体経済と連動しながら成長と再分配を両立する持続可能な税体系への転換を図ること。
5. 上記の趣旨に基づき、必要な税制改正を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿
財 務 大 臣 加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣 武 藤 容 治 殿
衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 殿
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿



7請願

受理番号	第 4 号
受理年月日	令和 7 年 5 月 29 日

令和 7 年 5 月 29 日

矢巾町議会議長
廣田 清実様

請願者 〒028-3602
紫波郡矢巾町藤沢 6-15-70
岩本 秀司
TEL 019-697-5459



請願者 〒028-3615
紫波郡矢巾町南矢幅 9-344
齋藤 保之
TEL 019-697-8367



紹介議員

横澤 駿一



木村 豊



南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

矢巾町と岩手県教育委員会が文部科学省の共創プロジェクトとして2年半に渡る協議を経て進めてきた南昌みらい高校新体育館の建設が現在中止されています。多くの町民が心配し、子どもたちのため町民のために建設を進めて欲しいという声が寄せられています。また本町の児童・生徒や南昌みらい高校生のハンドボールの公式試合が可能な新体育館建設を望む声も多数届いています。まさに子どもたちの希望がそこにあります。

また、体育の授業や部活動で旧盛岡南高校の体育館を使用する不便な状況を長引かせない配慮が求められています。

南昌みらい高校は県内最大規模の高校であり、特に音楽、ハンドボールをはじめとするスポーツ競技で町内児童・生徒・町民に多くの感動を与えてくれるなど町にとっても大切な高校です。それが音楽の町、スポーツの町宣言につながっています。

また本町の体育館の現状を鑑みれば、新体育館の建設で町民のスポーツの機会が増え、健康増進につながることから早期の新体育館の建設を求めるものです。

請願事項

- 1 生徒も町民も利用できる南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める意見書を町に提出することを求めます。

南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める意見書（案）

矢巾町と岩手県教育委員会が文部科学省の共創プロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校新体育館の建設が現在中止されています。多くの町民が心配し、子どもたちのため町民のために建設を進めて欲しいという声が寄せられています。また本町の児童・生徒や南昌みらい高校生からハンドボールの公式試合が可能な新体育館建設を望む声も多数届いています。

現在、体育の授業や部活動で旧盛岡南高校の体育館を使用しているため、バスや電車での移動に時間を要し、生徒の負担も増えていて、この不便な状況を長引かせない配慮も求められています。

南昌みらい高校は県内最大規模の高校であり、特に音楽、ハンドボールをはじめとするスポーツ競技で町内児童・生徒・町民に多くの感動を与えてくれるなど町にとっても大切な高校です。それが音楽の町、スポーツの町宣言につながっています。

また本町の体育館の現状を鑑みれば、新体育館の建設で町民のスポーツの機会が増え、健康増進につながることが期待されます。

町におかれましては、今後も岩手県教育委員会との話し合いを継続し、合意点を見出す努力を続けて、南昌みらい高校新体育館の建設を早期に進めることを求めます。

令和7年6月 日

矢 巾 町 長
高 橋 昌 造 様

議 会 議 長
廣 田 清 実